

松浦市指定介護予防支援事業者の指定並びに事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

改正内容

項目	改正内容
介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置	<p>事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないものとする。</p> <p>常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないものとする。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができる。</p> <p>管理者は専らその職務に従事する者でなければならないものとする。(同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除く。)</p>
身体拘束等の適正化の推進	<p>利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとする。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。</p>
重要事項の掲示	<p>重要事項(運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの)について、書面掲示に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトにも掲載する。(1年の経過措置期間を設ける。)</p>
指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング	<p>次の要件を満たした場合少なくとも6月に1回利用者の居宅を訪問しモニタリングを行うことを可能とする。また、訪問しない月は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うこととする。</p> <p>(ア)利用者から同意を得ていること</p> <p>(イ)次に掲げる事項について、サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身の状況が安定していること。</li> <li>・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。</li> <li>・介護支援専門員がテレビ電話等のモニタリングでは把握できない情報について担当者から情報提供を受けていること。</li> </ul>
市町村に対する情報提供	<p>市から情報提供の求めがあった場合は介護予防サービス計画の実施状況等を市に情報提供することとする。市から情報提供の求めがあった場合は介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することとする。</p>

3 施行期日

令和6年4月1日